

公表対象随意契約一覧

盛岡赤十字病院

物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
心電計(救急外来)	1	事務部管財課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年5月23日	共立医科器械(株) 盛岡市愛宕町15番9号	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
手術顕微鏡修理	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月11日	株式会社ユニハイト 岩手県盛岡市下太田下川原50-8	1,375,000円	選定予定業者は当該機器の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	
輸血用血液分析装置オーソビジョン保守契約一式	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月14日	株式会社バイタルネット 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12	1,054,790円	当該装置の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
医療用画像管理システム保守契約一式	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月23日	コセキ株式会社 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目4-14	12,594,120円	当該装置の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
病理業務支援システム保守	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年9月3日	株式会社南部医理科 岩手県紫波郡矢巾町高田第10地割78番地1	1,336,500円	当該システムの納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
令和6年度診療報酬改定に伴う電子カルテシステム等の改修①	1	事務部管財課盛岡市三本柳6-1-2	令和6年9月30日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	3,630,000円	契約の性質又は目的が競争を許さないため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
令和6年度診療報酬改定に伴う電子カルテシステム等の改修②	1	事務部管財課盛岡市三本柳6-1-3	令和6年9月30日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	5,900,000円	契約の性質又は目的が競争を許さないため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
外科用軟性スコープ保守	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年10月15日	代理店:丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第五地割313番地 メーカー:オリンパスマーケティング株式会社 東京都渋谷区笹塚1-50-1Daiwa笹塚タワー	1,399,740円	当該システムの納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
PDD内視鏡カメラ保守	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年10月29日	代理店:丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第五地割313番地 メーカー:エム・シー・メテイル株式会社 東京都港区港南二丁目16番1号	1,015,344円	当該システムの納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
麻酔器(ドレーゲル社製)定期点検	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年12月27日	丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第五地割313	1,760,000円	当該装置の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
高圧電気設備(受電用高圧ケーブル)緊急改修工事	1	事務部施設管理課盛岡市三本柳6-1-1	令和6年12月9日	株式会社興和電設 岩手県盛岡市上田4丁目16-33	2,090,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更をくわえることその他の所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。